

新型コロナウイルス感染症における「みなし入院」のお取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。一日も早い回復と、皆さまのご健康を心からお祈り申し上げます。

まごころ共済会は、2022年9月26日より新型コロナウイルス感染症による「みなし入院」における入院給付金のお支払対象を変更いたしますのでお知らせします。

当共済会では、新型コロナウイルス感染症に罹患された場合には、実際に医療機関等に入院された場合に加え、入院が必要にもかかわらず、医療機関の事情により、宿泊施設や自宅等で療養し、医師の治療を受けている場合（以下、「みなし入院」）も、約款に定める入院に準じるものとして特別に入院給付金等のお支払いの対象としています。

今般、政府より、新型コロナウイルス感染症にかかる発生届の範囲について、全国一律に、重症化リスクの高い方に限定することが決定されました。これを踏まえ、当共済会においては、2022年9月26日より新型コロナウイルス感染症による「みなし入院」における入院給付金のお支払対象を検討し、以下のとおり政府の定める新型コロナウイルス感染症にかかる発生届の範囲に限定するよう変更いたします。

対象等

新型コロナウイルス感染症による「みなし入院」のお支払い対象となる方
（重症化リスクの高い方）

- ・ 65歳以上の方
- ・ 入院を要する方
- ・ 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- ・ 妊婦

取扱変更開始日

- ・ 2022年9月26日（月）

2022年9月26日（月）以降に、医師により新型コロナウイルス感染症と診断された方のご請求より、新たなお取り扱いを開始いたします。

※ 2022年9月25日（日）以前に、医師により新型コロナウイルス感染症と診断された方につきましては、9月26日以降でも、これまでどおりご請求いただけます。

※ 医師による診断年月日：My HER-SYSの診断年月日をご確認ください。

以上